

## 我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するため、我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会の任務は、基本方針の素案を策定し、市長に報告することとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) コミュニティ活動に係る団体の代表者又は当該団体から推薦された者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要があると認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務を完了するまでの間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の任務は、委員会が検討する事項について調査研究し、及び取りまとめ、その結果を委員長に報告することとする。
- 3 作業部に属する部会員は、10人以内とし、委員会の委員のうちから委員長が指名する。この場合において、委員長は、委員の意見を聴かなければならない。
- 4 第5条及び前条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、市民生活部市民活動支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員会にあっては委員長が、作業部にあっては部会長がそれぞれ委員会又は作業部に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 最初に招集すべき委員会及び作業部会の会議は、第6条第1項(第7条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、委員会の会議にあっては市長が、作業部会の会議にあっては委員長が招集する。